



各 位

平成 18 年 2 月 28 日

会 社 名 東ソー株式会社
代 表 者 名 取締役社長 土屋 隆
(コード番号 4042 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務部長 齋藤 泰裕
TEL (03) 5427 - 5101

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針について

当社は、平成 18 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値を損ね、ひいては株主の皆様共同の利益を害すると考えられる当社買収に対し自衛を図る観点から、特定の法人・個人又はグループによる当社の総株主の議決権数の 20%を超えて買い進めることを目的とした当社株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される。以下同じ。）の買付行為又は結果として特定の法人・個人又はグループによる当社の総株主の議決権数が 20%を超えることとなるような当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）に関し、下記のとおり対応方針（以下、「本方針」といいます。）を決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本方針は、平成 18 年 6 月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得るため議案としてお諮りすることとし、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には自動的に廃止されるものといたします。

記

1. 本方針導入の目的と基本的な考え方

当社は、将来にわたるメガコンペティションの経営環境下において、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値の極大化を図っていく上で、同業種あるいは異業種他社とのアライアンスや企業買収はその実現に向けた有力な手段の一つであると考えております。

しかし、それは当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められるべきものであり、一方的な当事者の利益や思込みによって進められる場合には、当事者間に無用な混乱と多大なダメージを残すこととなり、好ましいものではないと考えております。

昨今、株式持合いの解消による安定株主の減少や、グローバルな過剰流動性の発生等の経営・経済環境の変化を背景として、わが国においても非友好

的な企業買収の動きが活発化してきておりますが、そのことによって対象会社の企業価値が損われ、株主共同の利益が害されることがあってはならないと考えます。

勿論、企業ならびに株主にとって有益な買収提案が、経営者の保身によって妨げられてはならないことは当然のことです。

当社は、総合化学会社としてビニル・イソシアネート・チェーンを中心とするコモディティ事業から、電子材料やファインケミカル、科学計測等のスペシャリティ事業まで、内外において多様で広汎な事業展開を行うとともに、傘下の特徴ある多数の関係会社との有機的な結合のもとにグループとしての事業展開を行ってきております。

また、当社が装置産業として工場の立地する地域社会と共存共栄を図りつつ事業展開していることは言うまでもありません。

更に、当社は化学会社の特色とも言えるリードタイムの長い地道な研究開発による新規製品・新規事業の開発と競争力の強化をベースに、企業としての成長を図ってきております。

従いまして、当社に対する大規模買付行為の提案を前にして、株主の皆様は短時間で提案内容や当社の将来にわたる企業価値についてご判断頂くのは、なかなか困難なものがあるのではないかと考えられます。

言うまでもなく、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものでありますが、これらのことに鑑みますと、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対して、当社からはもとより、大規模買付者からも十分な判断材料が示されると共に熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

上記の点を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様共同の利益に合致すると考え、本方針において、一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

当社取締役会としては、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに従った判断材料の提示を大規模買付者より受けた場合には、それを十分吟味及び検討し、当社取締役会としての見解をとりまとめた上で当該見解を適時且つ適切に開示し、買付けの受入れ又は代替案の提示等、その見解に基づいた所要の対応をとることといたします。

また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を開始しようとする場合には、株主の皆様共同の利益を害する当社に対する敵対的買収行為と看做し、必要に応じて相当な対抗措置を講ずることといたします。

2. 大規模買付ルールの概要

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

①「大規模買付意向表明書」の当社（東京）への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、大規模買付ルールに

従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付意向表明書」を事前に当社（東京）に対して提出して頂きます。

「大規模買付意向表明書」には、大規模買付者の概要（法人名、個人名又はグループ名、それぞれの住所、代表者、事業内容、主要株主又は主要出資者の概要、国内連絡先、設立準拠法等を含みます。）、大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得を予定する当社株券等の数、大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載して頂くこととなります。なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して頂きます。

②「大規模買付に関する情報」の提供

①の「大規模買付意向表明書」をご提出頂いた場合、当社は大規模買付者に対し、改めてご提出頂く「情報リスト」を 5 営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、当社より交付を受けた「情報リスト」に、大規模買付者の概要（詳細）、買付けの目的、買付対価の種類、金額及びその算定根拠、買付資金の裏付け又は調達先、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、今後買い付ける当社株券等に関する担保設定の予定(予定している担保設定の方法及び内容を含む)、買付行為完了後の当社に対する具体的方針（経営方針、事業計画等）、大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容、並びに当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者との関係について買収後に予定する変更の有無及びその内容等、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の吟味検討のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付に関する情報」といいます。）を記入の上、当社（東京）にご提出頂きます。

ご提供頂いた情報に不備があった場合又はご提供頂いた情報だけでは不十分な場合には、追加情報を書面その他当社所定の方式にてご提供頂く場合があります。

また、ご提供頂いた情報の一部又は全部を、必要に応じて株主の皆様の開示いたします。

③当社見解の通知

当社は、大規模買付に関する情報の提供が完了したと合理的に判断されるときにはその旨を大規模買付者に通知いたしますが、当該通知後 60 日（初日不算入）（但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等の全ての買収を目的とする買付行為以外に関しては 90 日（初日不算入））の期間を、当社取締役会による吟味、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として

確保できてしかるべきものと考えます。当社取締役会は取締役会評価期間内に大規模買付行為に関する当社としての見解を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様を開示いたします。

以上の趣旨に鑑み、大規模買付行為は、この通知以降においてのみ開始して頂きたく存じます。なお、当社が代替案を提示し、株主の皆様は、大規模買付行為と代替案のいずれかを選択して頂くことが適切と判断した場合には、大規模買付行為が開始されているか否かに拘らず、株主総会を招集して株主の皆様の意思を問うこととなり、その場合には大規模買付行為に影響が及ぶ場合がありますので予めご留意下さい。

なお、以上の大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が行われる場合には、株主の皆様共同の利益を害する当社に対する敵対的買収行為と看做し、必要に応じて相当な対抗措置を講じることといたします。

また、この大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われる場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものであったり、目的の不明確性や買収後の経営の不確実性などから株主の皆様共同の利益に反する恐れがあると合理的に判断される場合には、その旨の当社としての見解を改めて開示の上、必要に応じて相当な対抗措置を講ずることとなりますので予めご留意下さい。

3. 本方針における対抗措置

対抗措置を発動することができる場合及び対抗措置を発動できない場合の条件の概要につきましては別紙をご覧ください。

本方針における対抗措置としては、株主割当による新株予約権の発行や株式分割のほか、法令及び弊社の定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その緊急対応力、効果及びコスト等を総合勘案して決定いたします。

なお、当社は、この対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。また、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

4. 株主・投資家に与える影響

今後、大規模買付者が現れた場合や当社株主の皆様及び投資家の方々に影響を与える防衛策を発動することを決定した場合等には、その詳細について速やかに公表することとし、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時且つ適切に開示を行っていく予定です。

なお、株主割当による新株予約権の発行や、株式分割による対抗措置を講じる場合、当社株主の皆様は不測の損害を与えないためには、商法ないし会

社法の規定に従って、別途公告する基準日までに名義書換を完了して頂くことが必要となり、株主割当による新株予約権の発行には、さらに、行使価格相当額の払込みを所定の期間内に行って頂くことが必要となりますが、これらの場合には、大規模買付者を含む当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時且つ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

5. その他

本方針は、平成18年2月28日に開催された当社取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役2名を含む当社監査役の全員からも、その具体的運用が適正に行われることを条件に賛成する旨の意見表明がありました。

また、当社取締役の任期は現状2年となっておりますが、経営環境の変化への迅速な対応と責任の明確化の観点から、これを1年とする定款変更議案を、平成18年6月開催予定の当社定時株主総会においてお諮りする予定です。従って、かかる定款変更議案が可決された場合、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本方針の継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された具体的対抗措置に対しまして、株主の皆様の意思が反映できることとなります。

さらに、当社は、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を引き続き注視し、会社法が施行され、あるいは、証券取引法又は東京証券取引所の上場規則等が改正されるなどして、当社の株主の皆様共同の利益により適うような濫用的買収に対する防衛策を考え得る状況に立ち到った場合におきましては、必要に応じて本方針の見直し、又は本方針に代わる別種の防衛策の導入を含め、適宜適切な措置を講じて参る所存です。また、その際における本方針の本質的な変更は、その都度、株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うことといたします。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

以 上

(別紙)

1. 対抗措置を発動することができる場合

当社取締役会は、次のいずれかの場合に、対抗措置を発動することができるものとする。

- (1) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合
- (2) 大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合

2. 対抗措置を発動することができない場合

当社取締役会は、次のいずれか一つに該当する場合には、上記1. に拘わらず、対抗措置を発動することができないものとする。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（但し、大規模買付者を除く。）が大規模買付行為に応じる意思を書面にて表明した場合
- (2) 当社株主総会において、大規模買付行為に応じる旨又は対抗措置の発動を不可とする旨の決議がされた場合
- (3) 当該大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものではないと当社取締役会が判断した場合
- (4) 大規模買付者からの「大規模買付に関する情報」の提供が完了したにもかかわらず、通知後60日（初日不算入）（但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等の全ての買収を目的とする買付行為以外に関しては90日（初日不算入））までに大規模買付行為に対する見解をとりまとめることができなかった場合

3. 当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

上記1. (2)所定の「大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう」場合とは、原則として次の(1)ないし(11)のいずれかの類型に該当する可能性があると思われる事情が存する場合とする。

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を釣り上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該買収者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行って

る場合

- (4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、工場その他の設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする点にある場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (7) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わず、当社取締役会が株主利益の観点から買収提案を検討し、代替案の提示等を行うための必要且つ十分な情報や合理的な期間が提供されない状態において、大規模買付行為の後における大規模買付者及びその特別関係者（証券取引法 27 条の 2 第 7 項に定義される）の株券等所有割合が 20%を超えることを目的とする公開買付けの開始公告がなされた場合
- (8) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社又は当社グループ会社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を毀損するものである場合
- (10) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (11) その他(1)ないし(10)に準じる場合で、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合